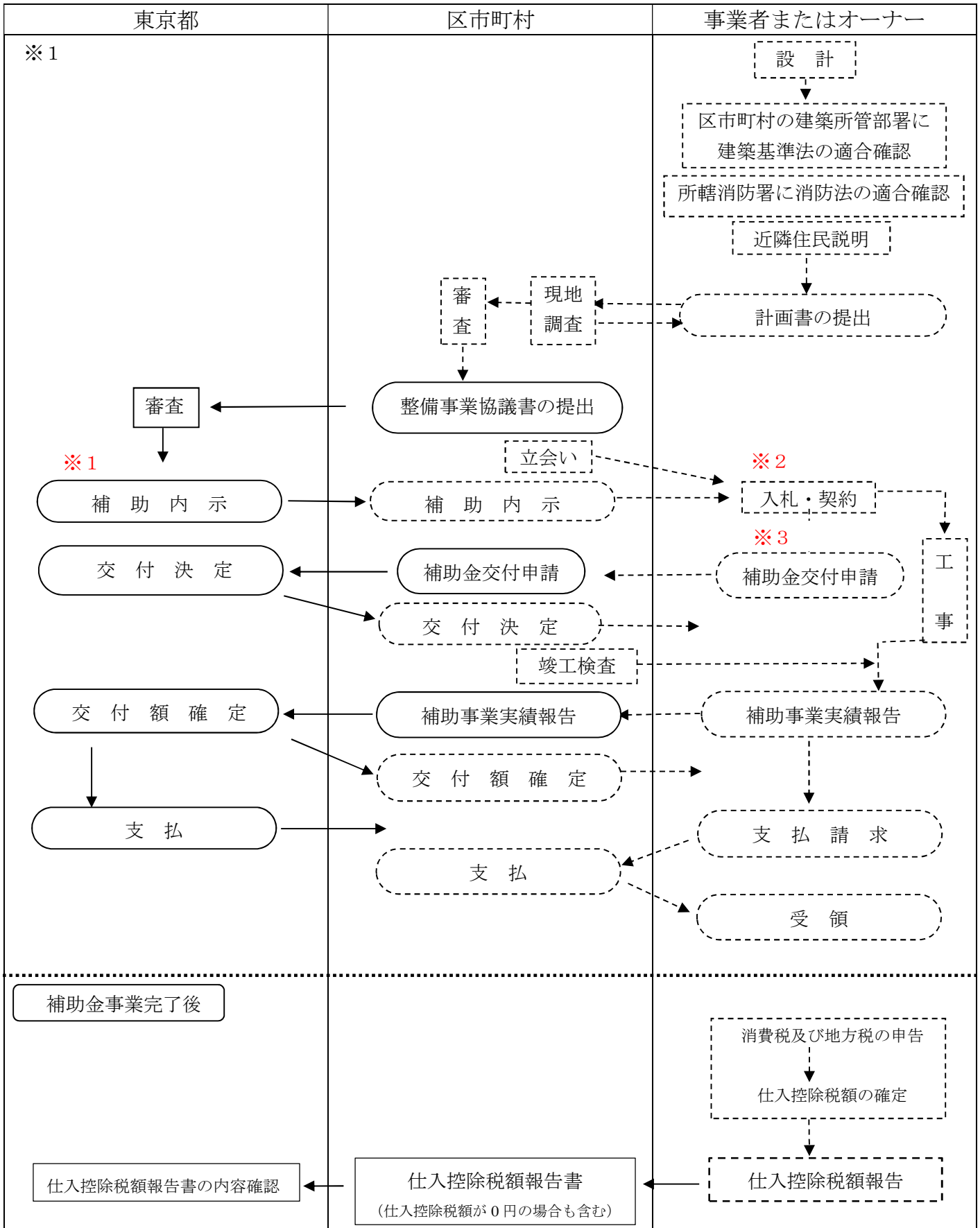


都補助事務処理チャート（事業者創設型等整備事業）



※1 通常、前年度からの継続案件は7～9月頃に確認を行い、継続内示を发出します。

※2 内示前に締結した契約は補助対象外です。

※3 通常、交付申請から支出までの手続きは出来高が発生する各年度1～5月頃に行います。

(注) 上記の他、建築基準法・消防法等の関係法令に基づく検査や、区市町村への介護保険事業者の指定申請、公益財団法人東京都福祉保健財団への老人居宅生活支援事業開始届の届出等が必要です。